

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本業務における特記仕様事項を記載）

- 1 業務目的

本業務は、平成26年3月策定(令和6年1月改定)の港湾BCP（徳島小松島港）について、「最新版ガイドライン」及び「海・船の視点から見た港湾強靱化とりまとめ Ver. 1」の主旨を反映した港湾BCPに改定するための検討を行うとともに、「大規模災害時における徳島小松島港の機能継続協議会」における改定案を作成することを目的とする。

- ・港湾の事業継続計画策定ガイドライン（港湾BCP策定ガイドライン）（改訂版） 令和7年6月 国土交通省 港湾局

- ・海・船の視点から見た港湾強靱化とりまとめ Ver. 1
令和3年3月 海・船の視点から見た港湾強靱化検討委員会

2 業務内容

(1) 計画準備

本業務の実施に先立ち、仕様書及び既往資料等の内容を把握し、業務遂行上の基本方針、人員配置、工程計画等を定め、業務計画書を作成する。

(2) 資料収集

港湾BCPに関連する計画、基準、ガイドライン、既往の検討資料、事例、活動記録及び施設情報等を収集整理する。

(3) 海・船の視点を取り入れた津波対策推進方策の検討

徳島小松島港の各係留施設について、津波シミュレーション結果に基づく、各係留施設のリスク分析を行い、その分析結果を図化したマップを作成する。

リスク分析においては、各係留施設について、船舶が「沖合退避する場合」は、離岸作業が間に合うか「係留避泊する場合」は、係船設備が損傷し漂流するか判定を行うこととする。

津波シミュレーション結果については、海上保安庁 海洋情報部ホームページの津波防災情報 (<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/tsunami/index.html>) を参照するものとし、対象船舶、船舶の避難時間、船舶毎の係留索、係船柱の損傷する津波流速データについては発注者から提供するものとする。

対象施設は、以下に示す6岸壁とする。

沖洲(外)地区耐震強化岸壁(-8.5m)、(-7.5m)

津田地区-10m岸壁

赤石地区耐震強化岸壁(-7.5m)

赤石地区-13m岸壁

金磯地区-11m岸壁

(4) 既往協議会活動の整理

過去の協議会や訓練の結果から、港湾BCP（徳島小松島港）に反映すべき事項について整理を行う。

(5) 港湾BCP改定案の作成

(3)～(4)の検討・整理結果に基づき、ワーキンググループで検討するための港湾BCP改定素案を作成し、ワーキングでの意見を踏まえた修正を行うことにより改定案を作成する。また、改定案は協議会で審議し、必要に応じて修正を行い内容決定するものとする。

なお、ワーキンググループ及び協議会の開催は、それぞれ1回を見込んでいる。

ワーキング・協議会における協議録作成作業は含まないものとする。

(6) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時（3回）、納品時の計5回を見込んでいる。

(7) 報告書作成

検討・作成した諸資料をとりまとめ、成果報告書を作成する。